

前回（第3回）までの専門調査会で出された意見等の整理

平成 22 年 12 月
消費者庁企画課

【○は第3回専門調査会にて出された意見（次ページ以降も同様）】

＜集团的消費者被害の実態について＞

集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

- ・ 最近の消費者被害の相談事例として、参考資料3（第二回専門調査会）に示したように60歳以上の高齢者からの相談が増えている。特徴的なのは、被害者自身以外からの相談の割合が増えていることであり、このことは自身が被害にあっていることを認識できない、もしくは認識しても申し出られないということを示している。
- ・ 被害事案の中には、共通争点があきらかにしているものと、抽象的なものがある。
- ・ 弁護団を作ると個人で訴訟をするよりも被害や勧誘方法の実態が明らかになりやすく、集团的に訴訟を行った方が個々に訴訟を行うより相手方に対する交渉力が高まり、被害回復が図りやすい面がある。
- ・ 適格消費者団体の活動として差止請求を行っているが、約款の是正といった一定の成果がある一方で、過去に遡った被害回復については事業者に応じてもらえず、差止請求には限界がある。
- ・ 被害者が被害回復困難なのは、事案の解明が困難というものだけではなく、法律的な分析が困難な場合もあるのではないかと。
- ・ 先行きが見えない段階での訴訟の提起には負担感があり、被害金額の多寡よりもこの負担感が権利行使の障害となっているように思われる。
- ・ 訴訟の結果があきらかにしても、同種事件が多数訴訟係属するということがない場合もあり、被害回復が図られない理由が別のところにあるのではないかと。

＜専門調査会の検討の進め方について＞

集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

- A案とB案から検討することに異論はないが、C案・D案も検討の対象から外れていないことを確認しておきたい。

- A案とB案を検討し、それで補えない点をC案で検討することや、どれも立ち行かないような場合にはD案の検討を行うことはあり得るように思われる。
- 典型的な事例を念頭において、消費者に負担がなく迅速な手続かどうか、事業者から見て手続はどうか、手続にはどれくらい時間が必要かといった点を検討していくことが必要ではないか。
- 訴訟法学的な論点を議論するとしても、どういう視点でどのような議論を行いたいかをまずは示した方がよいのではないか。
- 手続のイメージを示すためには、理論的問題によってイメージは変わり得ることを注記しつつ、仮定を置いて手続の具体的な流れを示すことはある程度早い段階で示すべきだろう。
- 検討に当たり、手続モデル案に固執するとかえって足かせとなるおそれがあるから、主体をどうするか、共通争点として何を設定するかといった手続の各段階を抜き出して検討していく方がよいのではないか。
- 最終的に責任がないと裁判所が判断しても、それまでの時間的な経過に耐えられない事業者が存在することもあり得、こういった点も論点となるのではないか。
- 可能であれば、悪質な事業者に対応するための財産保全制度も同時に検討してもらいたい。
- 海外制度についても適宜比較検討のために示していただきたい。

<現行制度について>

集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

- 消費者トラブルの事例では、消費者が訴訟を提起できないことを見越して訴訟前の手続に乗ってこない悪質な事業者がおり、新しい制度ができることで集合訴訟に至る前に解決しようという機運が高まり、ADRといった裁判外の手続の実効性が増すのではないか。
- ・ 選定当事者制度が使われていないとされるのは、制度のシステムがおかしいのではなく、民事訴訟法第30条のみで規定し、他の細かい手続規定がまったく法に書いていないことに原因にあるのではないか。

<救済制度の在り方及び対象となる事案について>

集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

- 新しい制度では、先行して訴訟を手がけた人が苦勞して勝ち取った判決を他の人がただ乗り（いわゆるフリーライド）の事態が起きることは避けるべきである。

- 製品が消費者の手元に渡るまでの間には様々な過程を経るものであり、事業者が想像もしていなかったことが起こることで加害者となる場合もあり、このような点を加味して整理すべきである。
- ・ 対象となる事案は、必ずしも少額に限った話に限るものではないように思われる（少額の定義はまた論点であるが）。
- ・ 詐欺的で悪質な消費者被害の事案にどのように行政として取り組むかが問われているのではないか。
- ・ 消費者は誰かが行動を起こすまで被害を認識できず、悪質な事案だけを対象にすればよいというものでもない。
- ・ 被害が定型的な事案であっても被害者を特定できなければ、訴訟手続に乗せることは困難であり、個人の賠償につながらない。被害者に分配できない場合には、近似的配分をすればよいではないかという議論もあるが、手続法のみでできるのではなく、実体法的な措置が必要である。
- ・ 被害者が特定できない場合は訴訟制度の対象とすべきではないという意見があるが、特定できない被害者をどう掘り起こすかという問題であり、検討の対象からははずすべきではない。
- ・ 議論のはじめから被害者が特定できない事案を訴訟制度の対象から排除すべきではないように思われる。
- ・ 被害と認識していないような場合にまで被害が掘り起こされ、濫訴的に訴訟が起こされるのは許容できず、制度の検討の前に何を制度の対象とするかを精査する必要がある。
- ・ 検討する制度の目的はある程度特定すべきであるが、一つの制度で多くのタイプの被害事案に対応することは難しいのではないか。
- ・ 訴訟制度と経済的不利益賦課制度との関係を議論することは必要である。例えば、被害者が特定できないような事案について、経済的不利益賦課をすることが考えられるが、当初被害者が不明でもその後被害者が明らかになる場合もあり得、被害者が明らかになった場合には、賦課金と損害賠償請求との調整は必要ではないか。

<手続モデルについて>

問題項目	集団的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等
(1) 手続モデルについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続モデルの説明に際しては、法理論的に専門的な観点からの説明よりも、政策目的としてどのようなことを集団的な訴訟手続で実現したいのかという判断がまずあるのではないか。 ○ A 2 案において個々の消費者の権利を訴訟物としており、適格消費者団体のようなものが原告適格をもつとすれば、訴訟物との関係で訴訟担当と構成しなければならないところ、A 2 を訴訟担当と説明することは、困難ではないか。 ○ いろいろな類型がある消費者被害に応じた手続モデルの検討が必要ではないか。 ○ B 案についても終局判決型、中間判決型の区別があり得るように思われる。 ○ 各モデル案の構成はいろいろな組み合わせがあることで流動的であることを踏まえて検討していくべきであり、これ以上手続モデル案を増やすのは賢明ではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ C案は消費者の負担が軽い手続であるが理論的課題も多く、A案も加えて幅広い事案を対象とすべきと考えている。 ・ 判決効が片面的に拡張して誰かが勝つまで訴訟が起こされ続けるという問題は、A案でも制度の立て方によってはあり得るのではないか。 ・ C案のデメリットとして対象となる事案に限られるとあるが、当てはめることが可能な事案には積極的に当てはめていくということも可能ではないか。
<p>(2) 手続追行主体について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適格消費者団体を主体から排除することはあり得ず、この点に異論はないのだから今後検討すべきなのは適格消費者団体以外を主体と認める場合にどのような要件が求められるかということではないか。 ○ 適格消費者団体を主体として考えるのであれば、簡素な制度にしてみたい。 ○ 主体としては行政というものも考えられるのではないか。 ○ A2案において手続追行主体は必ず個々の当事者が主体とならないといけないというわけではなく、例えば消費者団体に授権をして手続追行させるという構造もあり得るように思われる。 ○ 各国の集合的な訴訟制度において、消費者団体等に原告適格を認める例は存在するが、事前の行政審査があるからといって個別の事件において適格性の司法審査を要せずに訴訟の追行ができるというものはないと思われる。
<p>(3) 通知・公告について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A案に比べB、C案の通知・公告は、権利を失わせる手続であるのだから、広告に近い通知・公告であるA案に比して実質的に重くなるのは必然ではないか。 ・ 通知・公告はどの手続モデル案を採用したとしても、被害者を掘り起こそうとすれば、それなりに重い手続になるのであり、通知・公告の簡略化がはかれるか、厳格なものが必要かという点について、メリット・デメリットとして挙げるべきではない。 ・ 通知・公告は、破産手続にならい官報に掲載することで十分といえ、失権効があるから、重たくなるというものではないのではないか。 ・ 個々の請求権が実質上行使できないことを勘案すれば、失権手続としても重たい手続にはならないように思われる。 ・ 権利を失わせる手続である以上、数回の通知・公告が必要な場合もあり得、簡易な手続はとり得ないように思われ、アメリカでも、知っている者への個別通知は省略できない。 ・ 他人の権利を行使することを許容するのと、権利が消滅するのとは異なる問題であり、他人の権利を行使することを許容するオプト・アウト制度と、自己の権利が失われる破産手続を同じフェーズで考えることはできないのではないか。 ・ 我が国では、通知・公告の費用負担を裁判所（国）に求めることには限界があるのではないだろうか。 ・ 被害者の中には、家族に知られたくない等から個別に通知してもらいたくない人もいるので、配慮が必要で、通知・公告は、事件がどれだけメディアで報道されるかによって効果が変わってくるのではないか。 ・ 仮に新聞に公告を載せるとすれば一回あたり 1,000 万円以上かかり、個別の通知としても郵送代も無視できず、か

	<p>なりの負担になる。だからといって、簡略化すればよいというものではなく、破産手続等の他制度における通知・公告と比較しての検討をすべきである。</p>
(4) 援用について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 援用の効力については、裁判所を拘束する効力のみで、当事者を拘束する効力を持つ必要はないのではないか。
(5) 訴訟物について	<ul style="list-style-type: none"> ○ B案の一段階目はオプト・アウト型であるので、訴訟担当にならざるを得ず、訴訟物は個々の消費者の給付請求権となるのではないか。 ○ 共通争点の確認といった場合、共通争点は、事件類型によっては法律関係そのものではなく要件事実のひとつであることがある。そのようなもの確認が望ましいのかどうかあるいはそういうことが訴訟制度として困難性や問題性を伴わないのかどうかという点は意識して議論していく必要があるように思う。
(6) 一段階目と二段階目の関係について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一段階目の判決を終局判決としても、二段階型の制度として仕組む以上は、何らかの形で二段階目と連続しているのであろうし、中間的判決といっているように、中間判決そのものではないので、一段階目の判決を中間的判決とするか、終局的判決とするかは説明の問題ではないか。 ○ A1案とA2案の違いは、中間的判決か終局判決かというよりも、判決の効力を既判力で説明するか、一種の自己拘束力と構成するかの違いではないか。 ○ 一段階目の判決に対して上訴が行われた場合、二段階目の手続は停止しない方が迅速な被害回復に資するのではないか。 ○ 一段階目の判決に対して上訴が行われた場合、上訴が確定するまで二段階目の手続は進行せずいったん停止しないと、消費者の地位を不安定にするように思われる。 ○ 一段階目の手続と二段階目の手続を同じ裁判所で行うことにメリットがあるようにも思われるので、そのように手続を仕組むことは可能であるように思われる。 ○ 一段階目の判決を終局判決としても同じ裁判所で二段階目の手続を行う整理はあり得、その方が望ましいように思われる。
(7) 二段階目の手続について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二段階目を破産手続における破産債権査定手続の類似の制度との説明もあったが、破産債権査定手続は破産手続という一連の手続の中で位置付けられている。いったん手続が切れて改めて申立てが必要とする手続とするのであれば、査定手続とは異なるものであり、大きな意味で非訟手続とくくればよいように思われる。
(8) 総額判決について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総額判決の検討の際には損害論の観点から個別の損害との説明が必要であり、制度的な手当ても必要なことから、他の手続モデルの部分に比して多くの課題があるように思われる。 ○ 個々の損害を積み上げ可能なものだけが総額判決可能な事案ということではないとしても、少なくとも、学納金の事案のように、一定の定額に基づいて授業料等が定められ、大学に名簿があることで個人も特定できることから総額判決が活用できるのではないか。 ○ 総額判決に適合する事例が少ないという説明には疑問がある。類型が限られるとしても、使われる事例が少ないと

	<p>いうことにはならないのではないか。</p>
(9) 時効について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に訴訟の参加者以外の被害者に対しては時効中断事由とならなければ、被告側は徹底して訴訟引き延ばしを図るだろうから、この点についても検討が必要である。
(10) 和解について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和解については重要な点であるので、和解ができるような制度設計をすべきである。特に二段階方式においては、一段階目の手続でも和解ができるようにすべきである。 ○ どの手続モデルとしても、同じような被害者が次から次に出てくるのではきりがいいから、どこかで区切りを付けるような仕組みにしないと和解による解決は難しいように思われる。